第三者評価の流れ

※標準的なフローとなりますので、詳細は評価機関にご確認ください。

福祉施設・事業所（事業者）		福祉施設・事業所（事業者）
●評価機関についての情報収集		
●複数の評価機関を選定・比較し、評価機関を決定する ●契約内容に関する同意と契約	約１か月弱	●事業者に対し、評価実施方法や費用、スケジュールなどを説明する ●事業者の同意を得たうえで契約する
契約の締結		
●スケジュールなどの調整 ●自己評価の実施、提出 ●必要書類の提出 ※必要書類の内容・様式は評価機関により異なります。 ●利用者調査実施への協力 事前準備	約２か月半	●スケジュールなどの調整 ●事業者からの提出書類による事前分析 ●自己評価の確認・分析 ●利用者調査の実施 事前分析
●必要書類等の準備 ●福祉施設・事業所見学への対応 ●事業者インタビューへの対応	約１か月	●福祉施設・事業所の見学 ●事業者インタビュー（聴き取り） ●書類確認　等
訪問調査（２日間）		
●事業者コメントの記入 ●評価結果公表に関する同意	約２か月	●評価調査者の合議による評価結果の取りまとめ ●必要に応じ、事業者との調整と確認 ●事業者への評価結果の報告 ●評価結果の公表に関する事業者への説明
調査結果の取りまとめ		
●ホームページ等での評価結果の公表	約３週間	●長崎県への評価結果の報告 ●評価結果の公表
評価結果の公表		

長崎県公式ウェブサイトにおいて評価結果を公開

福祉施設・事業所における評価結果の有効活用